

21 廃対第1219号
21 監 第297号
21 建 第456号
21 建企第669号

平成22年2月25日

(社) 長崎県建設業協会長
(社) 長崎県中小建設業協会長
長崎県建設工業協同組合長
(社) 長崎県建造物解体工業会長
長崎県解体工事業協同組合長
(社) 長崎県工務店連合会長
(社) 長崎県産業廃棄物協会長 様

長崎県環境部長



長崎県土木部長



建設リサイクル法の省令等改正に伴う届出様式等の変更について（周知依頼）

標記につきまして、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）施行規則の一部改正に伴い、下記により建設リサイクル法第10条に規定する届出の様式及び分別解体等に係る施工方法の基準が変更になりますので、貴団体に所属する会員等へ周知願います。

なお、本改正の周知徹底のため、3月初旬より長崎県ホームページへの掲載や土木部関係地方機関（届出窓口）でのチラシ等の配布を実施することを申し添えます。

記

1. 届出様式の変更

新 様 式 : 別添のとおり

使用開始日 : 平成22年 4月 1日 以降の届出

2. 分別解体等に係る施工方法の基準変更

施工方法の変更 : 別添のとおり

適用開始工事 : 平成22年 4月 1日 以降に着手する工事

送付資料一覧

【建設リサイクル法関連省令の改正について】

- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化に関する法律施行規則の一部改正について【国からの通知文書】
- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について【改正の概要】
- ・ 新旧対象表(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令)
- ・ 新旧対象表(長崎県版 届出様式)

問い合わせ先

(県関係窓口)

機関名	電話番号	窓口
長崎振興局 建設部	095-844-2181	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課
県央振興局 建設部	0957-22-0010	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課
島原振興局 建設部	0957-63-0111	(建築物)建築課 (建築物以外)管理課
県北振興局 建設部	0956-23-4211	(建築物)建築課 (建築物以外)管理第一課
田平土木維持管理事務所	0950-57-0562	(建築物以外)管理第二課
大瀬戸土木維持管理事務所	0959-22-0067	(建築物以外)管理第二課
五島振興局 建設部	0959-72-2121	管理課
上五島支所 建設部	0959-42-1141	管理・用地課
壱岐振興局 建設部	0920-47-1111	管理・用地課
対馬振興局 建設部	0920-52-1311	管理課
土木部 建築課	095-894-3093	(建築物)審査指導班
土木部 建設企画課	095-894-3023	技術情報班

国総建第232号
平成22年2月9日

長崎県土木部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



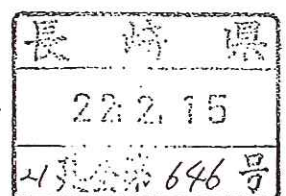
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成19年11月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年12月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、本年2月9日付けで、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年2月9日国土交通省令第3号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年2月9日国土交通省・環境省令第1号）が公布され、平成22年4月1日より施行される。

ついては、貴職におかれては事務処理に当たって遺漏なきを期するようお願いする。また、貴管内の関係市区町村に対し、周知徹底方併せてお願いする。



記

1. 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

今般、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令別記様式第一号及び第二号の届出書の様式が改められ、平成 22 年 4 月 1 日以降は、改正後の様式により届出を行うことが必要とされた。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に届け出た事項に変更があった場合には、改正前の様式により変更の届出を行うことが必要である。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条に基づき、分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い行わなければならないこととされている。

今般、特定建設資材の一つである木材の適切な分別を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第 2 条に規定する「分別解体等に係る施工方法に関する基準」が改められた。

これにより、建築物に係る解体工事では、内装材の取り外しを行う工程において、木材の取り外しに先立ち、当該木材と一体となった石膏ボード等の建設資材をあらかじめ取り外すことが必要とされた。ただし、あらかじめ取り外すことが必要な建設資材は、その後の木材の分別の支障となるものに限られる。また、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この順序によることを要さない。

改正後の施工方法に関する基準は、平成 22 年 4 月 1 日以降に着手する建設工事について適用される。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

平成 22 年 2 月
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）附則第 4 条では、「施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成 19 年 11 月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 12 月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）を改正し、所要の措置を講じる。

2. 概要

（1）特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正

別記様式第一号及び第二号の届出書について、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、様式の見直しを行う。

- ・記載欄の一部をチェックボックス式に変更
- ・記載欄（届出者の転居後の連絡先、工事完了の時期等）を追加

（2）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正

第 2 条第 3 項に規定する建築物に係る解体工事の工程について、内装材に木材が含まれている場合には、当該木材を適切に分別するため、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外すよう順序を明確化する。

3. スケジュール

公布 : 平成 22 年 2 月 9 日
施行 : 平成 22 年 4 月 1 日

(以 上)

改正案	現行
（分別解体等に係る施工方法に関する基準） 第二条（略） 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 三（略） 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由 五 八（略） 3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し 二 屋根ふき材の取り外し 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し 4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となつたものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合にお	（分別解体等に係る施工方法に関する基準） 第二条（略） 2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 三（略） 四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文及び第四項本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由 五 八（略） 3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。 一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し 二 屋根ふき材の取り外し 三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し 四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し （新設）

5| いては、前項ただし書の規定を準用する。

5| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、第三項ただし書の規定を準用する。

一、三 （略）

6|
7| （略）

4| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工事
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、前項ただし書の規定を準用する。

一、三 （略）

5|
6| （略）

現行様式(長崎県)

第五回

100

知事 市町村长 監

住所 (恒居于定先)

原居番号	1	第何番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

5

1. 工事の概要
- ① 工事の名称 _____
- ② 工事の場所 _____
- ③ 工事の種類 _____
- ☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事
☐ 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの
☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等
- ④ 工事の規模 _____
- 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____m²
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____m²
建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____万円
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____万円
⑤ 請負・自主施工の別: ☐ 請負 ☐ 自主施工
2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
- 7/14ナ
- ① 氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 _____) (電話番号 _____)
- ② 住所 _____
- ③ 許可番号(建設番号) _____
- ④ 建設業の専念 ☐ 大臣^{知事} _____号
- 建設業許可 _____号
主任技術者(監理技術者)氏名 _____
☐ 解体工事事業の場合
解体工事事業建設 _____号
技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等
- 建築物に係る解体工事については別表1
 - 建築物に係る新築工事等については別表2
 - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により定めすること

5. 工程の概要

(工事費手予定日) 平成 年 月 日
(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できるだけ簡便、必要を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとり」とを併記し、別紙を添付すること。)

- 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 2 記名押印に代えて、署名することができ。
- 3 届出書には、対象建設工事に係る建築物の

※受付番号

※受付番号

現行様式(長崎県)

分別解体等の計画等

別表1 分別解体等の計画等

	建築物に係る解体工事 (A.4)	
建築物の構造※ □木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他()	建築物の状態	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
建築物に関する調査の結果	搬出経路の状況	
	残存物品の有無	
	付着物の有無	
	その他 ()	
	作業場所の確保	
	搬出経路の確保	
	残存物品の搬出の確認	
工事着手前に実施する措置の内容	その他 ()	
工事着手の時期※	平成 年 月 日	
工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
⑤その他	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
工事の工程の順序	□上の工程における①→②→③→④の順序 □その他() □その他() その他の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※	種類	発生が見込まれる部分(注) ① ② ③ ④
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	□コンクリート塊	ト
	□アスファルト・コンクリート塊	ト
	□建設発生木材	ト
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		
備考	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をするための施設の名前(中間処理業者名)
	コンクリート塊	ー
	アスファルト・コンクリート塊	ー
	建設発生木材	ー
※以下の事項は第39条第3項の基準に適合しないものでなければなりません。 □欄には、該当箇所にし「」を付すこと。		

現行様式(長崎県)

別表2		(A-4)
建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替え)		
	分別解体等の計画等	
使用する特定建設資材の種類※	コンクリート □ コンクリート及び鉄骨から成る建設資材 アスファルト・コンクリート □ 木材	
	建築物の状況	
	周辺状況	
	作業場所の状況	
	掘出経路の状況	
	何者物の有無(巻替・松杭工事のみ)	
	その他 ()	
	作業場所の確保	
	掘出経路の確保	
	その他 ()	
工事着手前に実施する措置の内容		
工程ごとの作業内容	平成 年 月 日	
①造成等	造成等の工事 □有 □無し	作業内容
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無し	
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無し	
④屋根	屋根の工事 □有 □無し	
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無し	
⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無し	
発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)
コンクリート塊	トン	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
アスファルト・コンクリート塊	トン	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
建設廃棄土木材	トン	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
		⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ㉑ ㉒
備考	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他	
種類	再資源化等をすすめるための施設の名称(中間処理業者名)	
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート		
建設廃棄土木材		

※左記の事項は、第24条の規定に基づき記載するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所について「」を付すこと。

現行様式(長崎県)

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造
(解体工事のみ)※
☐鉄筋コンクリート造 ☐その他()

☐新築工事 ☐増築工事 ☐修繕工事 ☐解体工事
 取組の工事

☐電気 ☐水道 ☐ガス ☐下水道 ☐鉄道 ☐電話
☐その他()

☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材
☐ アスファルト ☐ コンクリート ☐ 石膏 ☐ 石灰

使用するものは表裏の両面
 (印刷・製本・印刷工事のみ)

工作物の状況	
--------	--

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

NAME _____

作業場所の状況	
---------	--

調査の結果	掘出経路の状況
-------	---------

1. <i>Author's name</i> 2. <i>Title of the article</i> 3. <i>Journal name</i> 4. <i>Volume</i> 5. <i>Issue</i> 6. <i>Page numbers</i> 7. <i>Year</i> 8. <i>DOI</i> 9. <i>URL</i> 10. <i>Keywords</i> 11. <i>Abstract</i> 12. <i>References</i> 13. <i>Notes</i> 14. <i>Comments</i> 15. <i>Index</i> 16. <i>Table of contents</i> 17. <i>Appendix</i> 18. <i>Supplementary material</i> 19. <i>Correspondence</i> 20. <i>Conflict of interest</i> 21. <i>Acknowledgements</i> 22. <i>Disclaimer</i> 23. <i>Disclaimer</i> 24. <i>Disclaimer</i> 25. <i>Disclaimer</i> 26. <i>Disclaimer</i> 27. <i>Disclaimer</i> 28. <i>Disclaimer</i> 29. <i>Disclaimer</i> 30. <i>Disclaimer</i> 31. <i>Disclaimer</i> 32. <i>Disclaimer</i> 33. <i>Disclaimer</i> 34. <i>Disclaimer</i> 35. <i>Disclaimer</i> 36. <i>Disclaimer</i> 37. <i>Disclaimer</i> 38. <i>Disclaimer</i> 39. <i>Disclaimer</i> 40. <i>Disclaimer</i> 41. <i>Disclaimer</i> 42. <i>Disclaimer</i> 43. <i>Disclaimer</i> 44. <i>Disclaimer</i> 45. <i>Disclaimer</i> 46. <i>Disclaimer</i> 47. <i>Disclaimer</i> 48. <i>Disclaimer</i> 49. <i>Disclaimer</i> 50. <i>Disclaimer</i> 51. <i>Disclaimer</i> 52. <i>Disclaimer</i> 53. <i>Disclaimer</i> 54. <i>Disclaimer</i> 55. <i>Disclaimer</i> 56. <i>Disclaimer</i> 57. <i>Disclaimer</i> 58. <i>Disclaimer</i> 59. <i>Disclaimer</i> 60. <i>Disclaimer</i> 61. <i>Disclaimer</i> 62. <i>Disclaimer</i> 63. <i>Disclaimer</i> 64. <i>Disclaimer</i> 65. <i>Disclaimer</i> 66. <i>Disclaimer</i> 67. <i>Disclaimer</i> 68. <i>Disclaimer</i> 69. <i>Disclaimer</i> 70. <i>Disclaimer</i> 71. <i>Disclaimer</i> 72. <i>Disclaimer</i> 73. <i>Disclaimer</i> 74. <i>Disclaimer</i> 75. <i>Disclaimer</i> 76. <i>Disclaimer</i> 77. <i>Disclaimer</i> 78. <i>Disclaimer</i> 79. <i>Disclaimer</i> 80. <i>Disclaimer</i> 81. <i>Disclaimer</i> 82. <i>Disclaimer</i> 83. <i>Disclaimer</i> 84. <i>Disclaimer</i> 85. <i>Disclaimer</i> 86. <i>Disclaimer</i> 87. <i>Disclaimer</i> 88. <i>Disclaimer</i> 89. <i>Disclaimer</i> 90. <i>Disclaimer</i> 91. <i>Disclaimer</i> 92. <i>Disclaimer</i> 93. <i>Disclaimer</i> 94. <i>Disclaimer</i> 95. <i>Disclaimer</i> 96. <i>Disclaimer</i> 97. <i>Disclaimer</i> 98. <i>Disclaimer</i> 99. <i>Disclaimer</i> 100. <i>Disclaimer</i> 101. <i>Disclaimer</i> 102. <i>Disclaimer</i> 103. <i>Disclaimer</i> 104. <i>Disclaimer</i> 105. <i>Disclaimer</i> 106. <i>Disclaimer</i> 107. <i>Disclaimer</i> 108. <i>Disclaimer</i> 109. <i>Disclaimer</i> 110. <i>Disclaimer</i> 111. <i>Disclaimer</i> 112. <i>Disclaimer</i> 113. <i>Disclaimer</i> 114. <i>Disclaimer</i> 115. <i>Disclaimer</i> 116. <i>Disclaimer</i> 117. <i>Disclaimer</i> 118. <i>Disclaimer</i> 119. <i>Disclaimer</i> 120. <i>Disclaimer</i> 121. <i>Disclaimer</i> 122. <i>Disclaimer</i> 123. <i>Disclaimer</i> 124. <i>Disclaimer</i> 125. <i>Disclaimer</i> 126. <i>Disclaimer</i> 127. <i>Disclaimer</i> 128. <i>Disclaimer</i> 129. <i>Disclaimer</i> 130. <i>Disclaimer</i> 131. <i>Disclaimer</i> 132. <i>Disclaimer</i> 133. <i>Disclaimer</i> 134. <i>Disclaimer</i> 135. <i>Disclaimer</i> 136. <i>Disclaimer</i> 137. <i>Disclaimer</i> 138. <i>Disclaimer</i> 139. <i>Disclaimer</i> 140. <i>Disclaimer</i> 141. <i>Disclaimer</i> 142. <i>Disclaimer</i> 143. <i>Disclaimer</i> 144. <i>Disclaimer</i> 145. <i>Disclaimer</i> 146. <i>Disclaimer</i> 147. <i>Disclaimer</i> 148. <i>Disclaimer</i> 149. <i>Disclaimer</i> 150. <i>Disclaimer</i> 151. <i>Disclaimer</i> 152. <i>Disclaimer</i> 153. <i>Disclaimer</i> 154. <i>Disclaimer</i> 155. <i>Disclaimer</i> 156. <i>Disclaimer</i> 157. <i>Disclaimer</i> 158. <i>Disclaimer</i> 159. <i>Disclaimer</i> 160. <i>Disclaimer</i> 161. <i>Disclaimer</i> 162. <i>Disclaimer</i> 163. <i>Disclaimer</i> 164. <i>Disclaimer</i> 165. <i>Disclaimer</i> 166. <i>Disclaimer</i> 167. <i>Disclaimer</i> 168. <i>Disclaimer</i> 169. <i>Disclaimer</i> 170. <i>Disclaimer</i> 171. <i>Disclaimer</i> 172. <i>Disclaimer</i> 173. <i>Disclaimer</i> 174. <i>Disclaimer</i> 175. <i>Disclaimer</i> 176. <i>Disclaimer</i> 177. <i>Disclaimer</i> 178. <i>Disclaimer</i> 179. <i>Disclaimer</i> 180. <i>Disclaimer</i> 181. <i>Disclaimer</i> 182. <i>Disclaimer</i> 183. <i>Disclaimer</i> 184. <i>Disclaimer</i> 185. <i>Disclaimer</i> 186. <i>Disclaimer</i> 187. <i>Disclaimer</i> 188. <i>Disclaimer</i> 189. <i>Disclaimer</i> 190. <i>Disclaimer</i> 191. <i>Disclaimer</i> 192. <i>Disclaimer</i> 193. <i>Disclaimer</i> 194. <i>Disclaimer</i> 195. <i>Disclaimer</i> 196. <i>Disclaimer</i> 197. <i>Disclaimer</i> 198. <i>Disclaimer</i> 199. <i>Disclaimer</i> 200. <i>Disclaimer</i> 201. <i>Disclaimer</i> 202. <i>Disclaimer</i> 203. <i>Disclaimer</i> 204. <i>Disclaimer</i> 205. <i>Disclaimer</i> 206. <i>Disclaimer</i> 207. <i>Disclaimer</i> 208. <i>Disclaimer</i> 209. <i>Disclaimer</i> 210. <i>Disclaimer</i> 211. <i>Disclaimer</i> 212. <i>Disclaimer</i> 213. <i>Disclaimer</i> 214. <i>Disclaimer</i> 215. <i>Disclaimer</i> 216. <i>Disclaimer</i> 217. <i>Disclaimer</i> 218. <i>Disclaimer</i> 219. <i>Disclaimer</i> 220. <i>Disclaimer</i> 221. <i>Disclaimer</i> 222. <i>Disclaimer</i> 223. <i>Disclaimer</i> 224. <i>Disclaimer</i> 225. <i>Disclaimer</i> 226. <i>Disclaimer</i> 227. <i>Disclaimer</i> 228. <i>Disclaimer</i> 229. <i>Disclaimer</i> 230. <i>Disclaimer</i> 231. <i>Disclaimer</i> 232. <i>Disclaimer</i> 233. <i>Disclaimer</i> 234. <i>Disclaimer</i> 235. <i>Disclaimer</i> 236. <i>Disclaimer</i> 237. <i>Disclaimer</i> 238. <i>Disclaimer</i> 239. <i>Disclaimer</i> 240. <i>Disclaimer</i> 241. <i>Disclaimer</i> 242. <i>Disclaimer</i> 243. <i>Disclaimer</i> 244. <i>Disclaimer</i> 245. <i>Disclaimer</i> 246. <i>Disclaimer</i> 247. <i>Disclaimer</i> 248. <i>Disclaimer</i> 249. <i>Disclaimer</i> 250. <i>Disclaimer</i> 251. <i>Disclaimer</i> 252. <i>Disclaimer</i> 253. <i>Disclaimer</i> 254. <i>Disclaimer</i> 255. <i>Disclaimer</i> 256. <i>Disclaimer</i> 257. <i>Disclaimer</i> 258. <i>Disclaimer</i> 259. <i>Disclaimer</i> 260. <i>Disclaimer</i> 261. <i>Disclaimer</i>

(そののみ)
持・修繕工事費・運
持・修繕物の有無(部・機・機)

その他	1	・
-----	---	---

	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 5
--	--

11/11/2011

工事着手前に実施 する措置の内容:	掘出経路の確保
----------------------	---------

その他、	(
------	---

[illegible]

工	工總	加幣十元	合銀幣五元
工	工總	加幣十元	合銀幣五元

①仮設	仮設工事	有	無	仮設工事のみ (解体工事のみ)
-----	------	---	---	--------------------

(9) 十一工		十丁革口女口無	□ □	千竹葉・柳屋作業の御用
		二口一	□ □	中村英

○ 工作	一 工事	二 労働	三 作業	四 製作	五 製作	六 製作	七 製作	八 製作	九 製作	十 製作	十一 製作	十二 製作	十三 製作	十四 製作	十五 製作	十六 製作	十七 製作	十八 製作	十九 製作	二十 製作	二十一 製作	二十二 製作	二十三 製作	二十四 製作	二十五 製作	二十六 製作	二十七 製作	二十八 製作	二十九 製作	三十 製作	三十一 製作	三十二 製作	三十三 製作	三十四 製作	三十五 製作	三十六 製作	三十七 製作	三十八 製作	三十九 製作	四十 製作	四十一 製作	四十二 製作	四十三 製作	四十四 製作	四十五 製作	四十六 製作	四十七 製作	四十八 製作	四十九 製作	五十 製作	五十一 製作	五十二 製作	五十三 製作	五十四 製作	五十五 製作	五十六 製作	五十七 製作	五十八 製作	五十九 製作	六十 製作	六十一 製作	六十二 製作	六十三 製作	六十四 製作	六十五 製作	六十六 製作	六十七 製作	六十八 製作	六十九 製作	七十 製作	七十一 製作	七十二 製作	七十三 製作	七十四 製作	七十五 製作	七十六 製作	七十七 製作	七十八 製作	七十九 製作	八十 製作	八十一 製作	八十二 製作	八十三 製作	八十四 製作	八十五 製作	八十六 製作	八十七 製作	八十八 製作	八十九 製作	九十 製作	九十一 製作	九十二 製作	九十三 製作	九十四 製作	九十五 製作	九十六 製作	九十七 製作	九十八 製作	九十九 製作	一百 製作
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

◎參觀	◎遊覽	◎有	◎無	◎手作業	◎正作業	◎臨時正作業	◎無正作業

④本体構造	本体構造の工事	☐ 有	☐ 無
及	手作業	☐	☐

解注	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事	☐ 有	☐ 無
			☐ 手作業	☐ 機械作業の併用

⑥その他	(	その他の工事	☐ 有	☐ 無
方			☐ 手作業	☐ 機械作業の引用

工事の工程の順序	☐ 上の工程における⑤→④→③の順で、 ☐ 手作業・機械作業の併用
----------	--

（解任工事のみ）
□その他（
その他の場合の理由（

正作物に用いられた建設資材の正の見込み(解体工事のみ)※	111
------------------------------	-----

廃棄物処理費	金額	母の国に、発生が見込まれる部分又は
--------	----	-------------------

☐ 特定限額資材が使用される工 作物の部分(原薬・肥料・佐剤)	☐ コンクリート現	使用する部分(注) ☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
---	----------------------------------	--

[illegible][illegible]

5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

備考	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をするための施設の種類(申請処理業者名)
----	--------------	---------------------------

↑
コロンブス

建設発生木材
↑ ↑
18/19:コンクリート

※以外の事項は、別添資料2項の基準に適合するものでなければなりません。

□ 翠には、夜泊箇所を「」を付すこと。

現行様式(長崎県)

(様式第二号)

(A4)

変更届出書

市区町村長 殿
知事 平成 年 月 日

フリガナ
氏名(法人にあっては法人又は代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 _____) 電話番号 _____
住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届けます。

1. 工事の概要

① 工事の名称 _____
② 工事の場所 _____
③ 工事の種類 _____
☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事
☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等
④ 工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円
請負代金 _____ 万円

⑤ 請負、自主施工の別:☐ 請負 ☐ 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ
① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

② 住所 _____
③ 許可番号(登録番号) _____
☐ 建設業の場合

建設業許可 ☐ 大臣〇知事 _____ 号
主任技術者(監理技術者)氏名 _____
☐ 解体工事業の場合
解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
技術管理者氏名 _____

③ 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
] により記録すること。

5. 工程の概要

図面には、本申請箇所について、記載することができないときは、「別紙のとおり」に記載し、別紙を添付すること。
④ 図面には、本申請箇所について、記載することができないときは、「別紙のとおり」に記載し、別紙を添付すること。

受付番号 _____

現行様式(長崎県)

1

1997

(A4)

等価分解の計画

建築物の構造※	☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()
---------	--

周辺状況	
------	--

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

	三十三、五十六
EN 60730-2:2005	

1. 姓名 2. 性別 3. 年齢 4. 職業 5. 学歴 6. 婚姻状況 7. 収入 8. 支出 9. 貯蓄 10. 負債 11. 資産 12. 生活費 13. 娯楽費 14. 教育費 15. 医療費 16. 保険料 17. 税金 18. その他	1. 性別 2. 年齢 3. 職業 4. 学歴 5. 婚姻状況 6. 収入 7. 支出 8. 貯蓄 9. 負債 10. 資産 11. 生活費 12. 娯楽費 13. 教育費 14. 医療費 15. 保険料 16. 税金 17. その他
--	--

付添物の右証	
--------	--

[illegible]

	作業場所の確保
--	---------

搬出経路の確保	
---------	--

残存物品の搬出の する措置の内容

その他	(
-----	---

工事着手の時期※ 平成 年 月 日

延米成欄、内股付等の取り外し ☐ 有 ☐ 無

②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	☐ 有	☐ 無
		☐ 手作業	

③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り渡し	外装材・上部構造部分の取由()
		☐ 手作業

④ 空戦・空襲ぐい 空戦・空襲ぐいの取り扱い ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業

[illegible]

□その他()
その他の場合の理由()

建設資材の量の見込み※	12
確定引当金は内訳	

□① □② □③ □④ □⑤

☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 15 ☐ 16 ☐ 17 ☐ 18 ☐ 19 ☐ 20 ☐ 21 ☐ 22 ☐ 23 ☐ 24 ☐ 25 ☐ 26 ☐ 27 ☐ 28 ☐ 29 ☐ 30 ☐ 31 ☐ 32 ☐ 33 ☐ 34 ☐ 35 ☐ 36 ☐ 37 ☐ 38 ☐ 39 ☐ 40 ☐ 41 ☐ 42 ☐ 43 ☐ 44 ☐ 45 ☐ 46 ☐ 47 ☐ 48 ☐ 49 ☐ 50 ☐ 51 ☐ 52 ☐ 53 ☐ 54 ☐ 55 ☐ 56 ☐ 57 ☐ 58 ☐ 59 ☐ 60 ☐ 61 ☐ 62 ☐ 63 ☐ 64 ☐ 65 ☐ 66 ☐ 67 ☐ 68 ☐ 69 ☐ 70 ☐ 71 ☐ 72 ☐ 73 ☐ 74 ☐ 75 ☐ 76 ☐ 77 ☐ 78 ☐ 79 ☐ 80 ☐ 81 ☐ 82 ☐ 83 ☐ 84 ☐ 85 ☐ 86 ☐ 87 ☐ 88 ☐ 89 ☐ 90 ☐ 91 ☐ 92 ☐ 93 ☐ 94 ☐ 95 ☐ 96 ☐ 97 ☐ 98 ☐ 99 ☐ 100 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 15 ☐ 16 ☐ 17 ☐ 18 ☐ 19 ☐ 20 ☐ 21 ☐ 22 ☐ 23 ☐ 24 ☐ 25 ☐ 26 ☐ 27 ☐ 28 ☐ 29 ☐ 30 ☐ 31 ☐ 32 ☐ 33 ☐ 34 ☐ 35 ☐ 36 ☐ 37 ☐ 38 ☐ 39 ☐ 40 ☐ 41 ☐ 42 ☐ 43 ☐ 44 ☐ 45 ☐ 46 ☐ 47 ☐ 48 ☐ 49 ☐ 50 ☐ 51 ☐ 52 ☐ 53 ☐ 54 ☐ 55 ☐ 56 ☐ 57 ☐ 58 ☐ 59 ☐ 60 ☐ 61 ☐ 62 ☐ 63 ☐ 64 ☐ 65 ☐ 66 ☐ 67 ☐ 68 ☐ 69 ☐ 70 ☐ 71 ☐ 72 ☐ 73 ☐ 74 ☐ 75 ☐ 76 ☐ 77 ☐ 78 ☐ 79 ☐ 80 ☐ 81 ☐ 82 ☐ 83 ☐ 84 ☐ 85 ☐ 86 ☐ 87 ☐ 88 ☐ 89 ☐ 90 ☐ 91 ☐ 92 ☐ 93 ☐ 94 ☐ 95 ☐ 96 ☐ 97 ☐ 98 ☐ 99 ☐ 100	☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 15 ☐ 16 ☐ 17 ☐ 18 ☐ 19 ☐ 20 ☐ 21 ☐ 22 ☐ 23 ☐ 24 ☐ 25 ☐ 26 ☐ 27 ☐ 28 ☐ 29 ☐ 30 ☐ 31 ☐ 32 ☐ 33 ☐ 34 ☐ 35 ☐ 36 ☐ 37 ☐ 38 ☐ 39 ☐ 40 ☐ 41 ☐ 42 ☐ 43 ☐ 44 ☐ 45 ☐ 46 ☐ 47 ☐ 48 ☐ 49 ☐ 50 ☐ 51 ☐ 52 ☐ 53 ☐ 54 ☐ 55 ☐ 56 ☐ 57 ☐ 58 ☐ 59 ☐ 60 ☐ 61 ☐ 62 ☐ 63 ☐ 64 ☐ 65 ☐ 66 ☐ 67 ☐ 68 ☐ 69 ☐ 70 ☐ 71 ☐ 72 ☐ 73 ☐ 74 ☐ 75 ☐ 76 ☐ 77 ☐ 78 ☐ 79 ☐ 80 ☐ 81 ☐ 82 ☐ 83 ☐ 84 ☐ 85 ☐ 86 ☐ 87 ☐ 88 ☐ 89 ☐ 90 ☐ 91 ☐ 92 ☐ 93 ☐ 94 ☐ 95 ☐ 96 ☐ 97 ☐ 98 ☐ 99 ☐ 100 ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4 ☐ 5 ☐ 6 ☐ 7 ☐ 8 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐ 13 ☐ 14 ☐ 15 ☐ 16 ☐ 17 ☐ 18 ☐ 19 ☐ 20 ☐ 21 ☐ 22 ☐ 23 ☐ 24 ☐ 25 ☐ 26 ☐ 27 ☐ 28 ☐ 29 ☐ 30 ☐ 31 ☐ 32 ☐ 33 ☐ 34 ☐ 35 ☐ 36 ☐ 37 ☐ 38 ☐ 39 ☐ 40 ☐ 41 ☐ 42 ☐ 43 ☐ 44 ☐ 45 ☐ 46 ☐ 47 ☐ 48 ☐ 49 ☐ 50 ☐ 51 ☐ 52 ☐ 53 ☐ 54 ☐ 55 ☐ 56 ☐ 57 ☐ 58 ☐ 59 ☐ 60 ☐ 61 ☐ 62 ☐ 63 ☐ 64 ☐ 65 ☐ 66 ☐ 67 ☐ 68
---	---

(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他

↑
コンクリート地
アスファルトコンクリート

以下の事項は7月9日及び24日のために断念するのでも可いと思われる。

2017-2018

1

現行様式(長崎県)

別表2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替え)

分別解体等の計画等

工事着手の時期※	平成 年 月 日
①造成等	造成等の工事 □有 □無
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無
④屋根	屋根の工事 □有 □無
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無
⑥その他	その他の工事 □有 □無
()	
特定建設資材廃棄物の種類ごとの見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び発生が見込まれる建築物の部分	種類 量の見込み 発生が見込まれる部分又は使用する部分(注) □コンクリート塊 トン □アスファルト・コンクリート塊 トン □建設発生木材 トン ④⑤⑥ ④⑤⑥ ④⑤⑥ ④⑤⑥ ④⑤⑥ ④⑤⑥
備考	①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他 特定建設資材廃棄物の種類 コンクリート塊 アスファルト・コンクリート 建設発生木材 建設発生木材 建設発生木材

※見込みの量は仮想的な数値に置き換えるものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に入りを付すこと。

現行様式(長崎県)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
(A4)

工作場の構造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）
(A4)

☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()
 工作物の構造 (解体工事のみ)※

※以外の事項は法第9条第2項の。

□欄には、該当箇所に「し」を付すこと。